

～子どもたちの学びを高める環境づくり～

# 就学援助制度 ってなに？



いってきまーす



学用品費や  
学校給食費を  
援助してもらえて  
助かるわ

いってきまーす



## 就学援助制度とは…



学校教育法などに基づいて、学用品費や学校給食費などを市が援助する制度です。

【対象】 お子さまを小学校、中学校または義務教育学校に通学させている保護者で、申込みを行う年度の前年の所得の合計が認定基準額以下の方。

### 援助の内容

学用品費

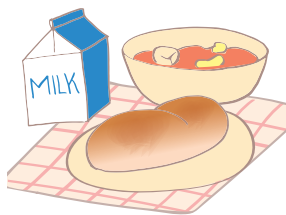
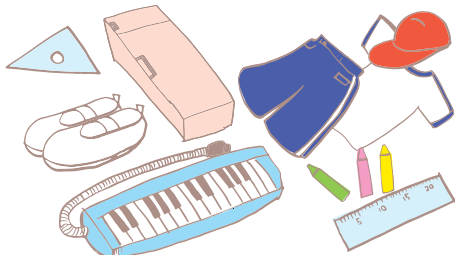
新入学学用品費

学校給食費

林間・臨海学舎費

医療費

修学旅行費



(上限額あり)



(対象の疾患が  
限られています)

豊中市教育委員会

詳しくは裏面をご覧ください

# 就学援助費の申込みから受給まで

## 1. 申込受付開始



毎年5月末ごろに申込受付を開始します。市ホームページにて“就学援助”を検索し、詳細をご確認ください。

## 2. 申込手続き



市ホームページからスマートフォン/PCなどで手続きください。

## 3. 認定の可否



所得等に基づき認定の可否が決定され、結果通知が届きます。

## 4. 就学援助費の受給



認定後、就学援助費が支給されます。  
(貸付ではありませんので、返済は不要です。)



### Q1 誰でも利用できますか。

**A** 小学校、中学校または義務教育学校に在籍する子どものいるご家庭はお申込み可能です(所得制限あり)。豊中市にお住まいの場合は国立や私立学校なども対象です(学校給食費・医療費を除く)。

### Q2 いつ申し込めばいいですか。

**A** 5月末ごろから翌年2月末までが申込受付期間となります。ただし、申込時期(学期)により支給額が変わりますので1学期中のお申込みをお勧めします。

### Q3 申込みはどのようにすればよいですか。

**A** 市ホームページからスマートフォン/PCなどで手続きください。申込期間内であれば、来庁不要で24時間お申込み可能です。

### Q4 申込みには、何が必要ですか。

**A** 世帯の状況により異なるため、市ホームページにてご確認ください。必要な書類は電子申込時に画像データにて添付いただけます。

### Q5 一度認定されたら、卒業まで認定され続けますか。

**A** 認定はその学年限りですので、毎年申込みが必要です。

### Q6 支給額はいくらですか。

**A** 学年や人数、申込日などによって支給額が異なります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

### Q7 いつ支給されますか。

**A** 申込日により支給日が変わります。結果通知に支給日を記載しますのでそちらで確認ください。

### Q8 「所得制限あり」とのことですが、自分の世帯の所得が基準額内であるかわかりません。所得基準額を教えてください。

**A** 所得基準額は世帯の人数や状況により変わりますので、詳細は市ホームページにてご確認ください。またご世帯の所得がわからない場合、まずはお申し込みください。

詳しくは



〈問合せ先〉豊中市教育委員会事務局 学務保健課 電話: 06-6858-2553  
〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号(豊中市役所第一庁舎6階)

豊中市ホームページ  
就学援助 検索